

令和5年5月2日

日本橋小学校保護者各位  
日本橋幼稚園保護者各位

日本橋小学校 校長  
日本橋幼稚園 園長  
児玉 大祐

## 5類感染症への移行後の学校・園における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行するとされており、これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります。

この間、検温やマスク着用など、学校・園における感染拡大の防止に御協力いただいていた保護者の皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、5月8日以降の本校・園における今後の感染症対策の基本的な考え方について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 家庭での健康観察

- (1) 中央区教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校・幼稚園運営に関するガイドライン」（第5版）に基づいて、各家庭における毎朝の検温・健康観察を継続するが、体温の報告は不要とする。（出欠席等の入力は、これまで通り、フォーム・ルクミーで行う。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ、麻疹、風疹、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症など第5類感染症相当の病気に、同居している家族が感染したため、当該児童・園児に症状がなくても登校・登園を控えた場合は、欠席扱いにはしない。

#### 2 マスクの取扱い

- (1) 児童・園児については、原則、マスクの着用を求めない。
- (2) 給食の配膳中などは、コロナ禍以前と同様に児童はマスクを着用する。
- (3) 園児が向かい合って喫食する場合であっても、アクリル板は使用しない。
- (4) 学級や学年で感染症が流行した場合、及び感染リスクが比較的高い教育活動を実施する場合など、児童・園児にマスクの着用を一時的に求めることがある。（常に予備のマスクを持ち物に入れておいてください。）

以上

#### 【問合せ】

副校長 高橋 03-3668-2360  
副園長 出村 03-3668-2362